

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年7月29日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和8年度多摩地域における感度分析のための従後評価概算額算出等業務
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで
- (4) 納入場所 独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部 事業推進部 三鷹都市再生事務所

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(6) 仕様書の交付等について

仕様書（本冊）については、本業務の参加希望者に対し、令和8年7月29日（水）から令和8年8月4日（火）の間の毎日（ただし土曜日及び日曜日を除く。）、午前10時から午後4時まで（ただし正午から午後1時の間は除く。）4（6）の場所で交付する。その際、仕様書の別添（本冊以外の部分）についても閲覧可能とする。なお、交付及び閲覧に際しては、あらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した「別紙 秘密保持に関する確約書」並びに2（5）及び（6）を証する書類等を提出すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業務区分「調査」

に係る競争参加資格の認定を受けていること。

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは何ら関係ないため注意すること。

- (3) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であって、過去3年以内に同法に基づく監督処分を受けていない者であること。
- (4) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 当機構が施行又は施行を検討している市街地再開発事業地区に関する従後資産評価等業務（ただし平成28年度以降に完了した業務に限る。）を受注していること。
- (6) 以下の資格及び経験を有する主任技術者を配置できること。
 - ・不動産鑑定士
 - ・再開発プランナー
 - ・当機構が施行又は施行を検討している市街地再開発事業地区に関する従後資産評価等業務（ただし平成28年度以降に完了した業務に限る。）に従事した経験
- (7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (8) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書の全てを承諾していること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163-1315 東京都新宿区西新宿 6-5-1

新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部 総務部経理課 電話03-5323-0469

- (2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和8年8月4日（火）13時00分

②-1 持参又は郵送による提出方法 （押印した見積書）

持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記（1）と同じ。

②-2 電子メールによる提出方法 （押印を省略した見積書）

本件は見積書等を電子メールにより提出することができる。ただし、「押印を省略し責任者情報を記載のうえ、PDF形式とした見積書等」とし、提出期限までに下記専用電子メールアドレスに送信され、上記（1）において受信確認

できたものに限る。

専用電子メールアドレス tosai-keiri@ur-net.go.jp

※電子メールの件名は「【8/4】オープンカウンター見積書」とすること。

※電子メール本文中に、住所・会社名・担当者氏名・連絡先電話番号を記載すること。

※当機構への宛先は上記専用メールアドレスのみとすること。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 見積りの無効 上記2 (1) から (8) に示した参加資格のない者のした見積り、見積りに関する条件に違反した見積り及び上記1 (6) に示す仕様書の交付を受けていない者のした見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2 (2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3 (2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-28-20 三鷹中央ビル2階

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部 事業推進部 三鷹都市再生事務所

担当：西村、新井

電話：0422-70-0555

以 上

(押印の場合)

見 積 書

金 _____ 円也 (税抜)

ただし、令和8年度多摩地域における感度分析のための従後評価概算額算出等業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

(押印省略の場合)

見 積 書

金 円也 (税抜)

ただし、令和8年度多摩地域における感度分析のための従後評価概算額算出等業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

住 所
会社名
代表者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦 殿

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :
担 当 者 (会社名・部署名・氏名) :
※2 連絡先 (電話番号) 1 :
連絡先 (電話番号) 2 :

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦 殿
(件名 令和8年度多摩地域における感度分析のための従後 評価概算額算出等業務 見積書)
(押印省略)

裏

住所
会社名
担当者氏名・連絡先
※登録番号

押印省略で持参・郵送の場合

※ 押印を省略する場合は電子メール利用が望ましいが、持参・郵送の場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

※ 登録番号に関し、申請中の者は「競争参加資格申請中」と記載すること。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

(住所)

(会社名)

(代表者名)

実印

秘密保持に関する確約書

当社は、令和8年度多摩地域における感度分析のための従後評価概算額算出等業務への参加検討（以下「本件検討」という。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

(秘密情報)

第1条 この確約書（以下「確約書」といいます。）における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構から開示される資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料及びその他をいいます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものとします。

- 一 貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報
- 二 貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報
- 三 当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報

四 貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報

3 当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

(目的外利用の禁止)

第2条 当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に一切利用しません。

(秘密保持義務)

第3条 当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

2 当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

3 前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。

4 第2項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

5 第2項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。

6 当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときには、これに協力します。

(秘密情報の返還等)

第4条 当社は、第6条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

(事故時の対応)

第5条 当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」といいます。）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

2 本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

(確約書の有効期間)

第6条 確約書の有効期間は、確約書の差入日から令和8年8月4日までとします。

ただし、第4条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も5年間有効に存続するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

(損害賠償)

第7条 当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

(反社会的勢力の排除)

第8条 当社は貴機構に対し、その役職員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。

2 当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。

一 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

二 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

三 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有すること。

四 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3 当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

一 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

二 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

4 当社が反社会的勢力若しくは第2項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件検討を中止し、第4条の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。

5 前項の場合、当社は秘密情報を本件検討を含むあらゆる目的で利用しません。

6 前5項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前5項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。

（権利譲渡の禁止）

第9条 当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

（管轄裁判所）

第10条 当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上